

「(仮称)折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業」環境影響準備書 に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、保安林、鳥獣保護区及び岩手県環境保全指針による保全区分がCランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には折爪・馬仙峡県立自然公園が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたいうえで、事業を実施すること。
- (3) 当該事業と一体的に実施予定である「(仮称)折爪岳北風力発電事業」、「(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業」及び「(仮称)久慈・九戸風力発電事業」については、事業実施区域が近接していることから、累積的な環境影響について、調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、地元住民等へ十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う大気環境に係る影響が懸念されることから、これまでの予測評価の結果に変動が生じることが見込まれる場合には、再度、予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 水環境

事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 鳥類、コウモリ類及び昆虫類

- ① 鳥類については、希少猛禽類や小峠付近を渡る鳥の衝突確率等の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、風力発電機の基数の削減や位置の変更を検討する等適切な環境保全措置を講ずること。
- ② コウモリ類については、事後調査の結果等に基づき影響が見られる場合には、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講ずること。
- ③ ヒメボタル等の希少な昆虫類については、直接改変による生息環境の変化の可能性が予測されることから、生息状況の詳細な把握と適切な予測及び評価を実施すること。

(4) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、機種を選定や風力発電施設の配置の見直し等これまでの評価の結果に変動が生じることが見込まれる場合には、再度、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(5) その他

風力発電機の配置については、事業実施区域及びその周辺に存在する土石流危険渓流の危険度のレベルに応じた各区分の分布状況を踏まえて検討すること。